

障害年金不支給問題に関する意見

本協会では、4月下旬の障害年金の裁定における精神障害者の不支給増加の報道を受け、2025年5月に全国の精神保健福祉士を対象とした[緊急アンケート調査](#)を実施しました。その結果、裁定について、前年度までと比較して「変わらない」との回答が約半数でしたが、一方で「判定が変わった」との回答も半数ありました。具体的には、「診断書と実際の生活状況との乖離」「就労状況のみを重視する傾向」「裁定結果に関する理由が抽象的で不支給理由が不明確」といった声が寄せられ、特に、その後、厚生労働省年金局から公表された「[令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書](#)」（以下「報告書」という。）でも指摘されたように「目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」の増加に関する意見が多数を占めていました。

この報告書では、特に精神障害の新規裁定における非該当割合の上昇や、「障害等級の目安」と実際の認定結果との乖離が拡大しているケースなどが指摘されています。これを受けて、事前確認票の運用改善、職員による等級案記載の廃止、理由付記の明確化、複数の認定医による審査の拡大、過去の不支給事案の点検と必要に応じた支給決定、認定審査委員会の透明化と福祉職等の外部委員の参画など、改善策が打ち出されたことは、本問題の可視化と改善に向けた第一歩として評価できます。

本協会としては、精神障害に関する認定が、依然として他の障害種別に比して不安定かつ主観的な判断に左右されがちであることを踏まえ、現在の申請書類では捉えきれない精神障害によって生じる個々の社会生活上の障害の実態をより反映される書式や評価基準の整備、不支給決定通知書等に同封する理由付記文書への具体的で因果関係が明確でわかりやすい記述、認定審査委員会の透明性と精神保健福祉士の参画について、今後、時宜をとらえて国に求めています。

なお、私たち精神保健福祉士は障害年金申請の支援等において、障害年金制度への理解はもちろんのこと、社会保険労務士への紹介だけで終わらせることなく、一連の申請手続きに必要な知識を備え、制度活用のプロセスに寄り添うことが肝要です。そのため、一層の研鑽を重ね支援の質を高める姿勢が不可欠と考えます。

引き続き、構成員の皆さまのお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年7月18日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子